

特別免許状制度について

I. 制度の目的・概要

教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。（昭和63年に創設）

II. 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校における全教科（平成10年に対象教科を拡大）
特別支援学校における自立教科（理療、理容、自立活動など）

III. 授与手続・要件

【授与手続】

1. 任用しようとする者（都道府県教育委員会、学校法人等）の推薦
2. 都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体）の合格（合否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取）

【授与要件】

1. 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
2. 社会的信望・熱意と識見

IV. 免許状の効力

授与を受けた都道府県において10年間有効

V. 授与件数・事例

【授与件数の推移】

年度	件数	年度	件数	年度	件数	年度	件数
平成16年度	49	平成19年度	69	平成22年度	45	平成25年度	59
平成17年度	35	平成20年度	56	平成23年度	39	—	—
平成18年度	37	平成21年度	67	平成24年度	52	—	—

【主な事例】

英語[英会話講師、英語指導助手]、理科[電機メーカー研究員]、公民[訴訟法務担当]、家庭[パティシエ]、体育[陸上チームコーチ]、看護[看護師]、建築[インテリアデザイナー]

VI. 特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針

特別免許状の授与を一層促進するため、文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与に係る指針を示した。（平成26年6月19日）